

東日本大震災・福島原発事故によって

神奈川にお住まいのみなさまへ

横浜弁護士会所属の弁護士による

# 原発事故損害賠償説明会 + 個別相談会

平成27年3月28日（土）

午前10時30分から（開場：午前10時）



東日本大震災と原発事故により被害に遭われた皆様お見舞い申し上げます。

横浜弁護士会では、最新の情報をもとに、①財物や不動産の賠償の基準、②弁護団の提起した訴訟事件の状況などに関し、法律の専門家の立場からみた本来あるべき損害賠償のあり方についての説明会と、みなさまがそれぞれの立場で如何にすべきかを弁護士と一緒に考える個別相談会を実施いたします。

なお、説明会の詳細な内容は、横浜弁護士会ホームページ及び Twitter 等で随時更新してまいりますので、是非ご覧ください。

**場所** 以下の場所で開催いたします。

	最寄駅からのご案内	定員	受付方法
①横浜弁護士会館 5階大会議室	JR 関内駅 南口より徒歩10分	120名	事前申し込み制 045-211-7715
	市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩10分		
	みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口より徒歩1分		

※参加希望の場合は、事前にお申し込み下さい。お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお伺いいたします。

3月23日までに事前のお申込みが無い場合は、説明会・相談会を中止します。

お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時～午後5時までとなります。

※定員を超えた場合は、ご相談いただけない場合がございますのでご了承ください。

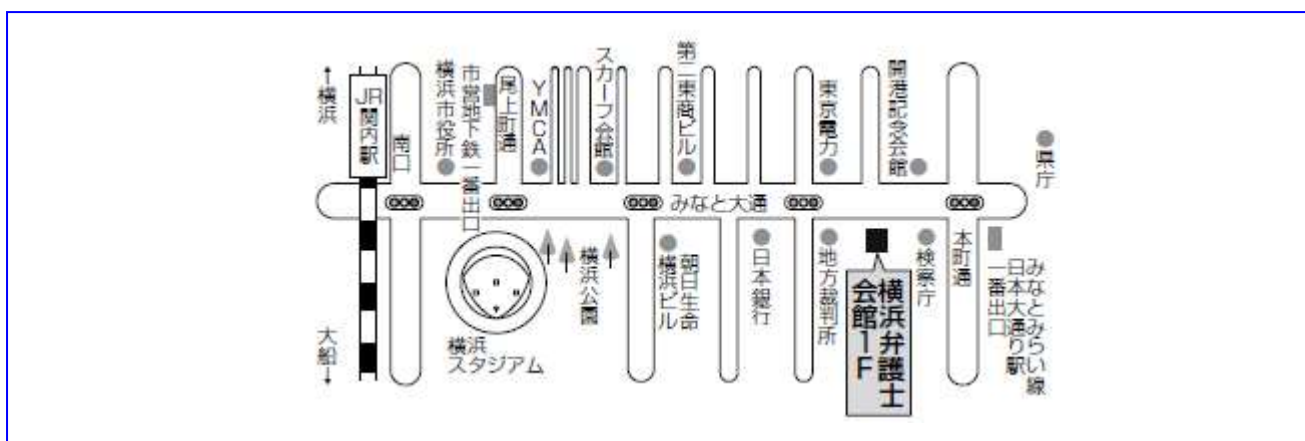


横浜弁護士会ホームページ

公式ツイッターをご覧ください。

## 3/28原発事故損害賠償説明会 会場のご案内

① 関内会場（横浜弁護士会館5階大会議室） 電話045-211-7715



当会では、説明会の内容を記録し、また成果普及に利用する為、関内会場での写真・映像撮影及び録音を行います。本説明会では、司会・講師を除き、撮影は背後からのみ行います。写真や映像に映りたくない方は、会場の撮影対象外のエリアにご着席されますようお願いいたします。